

監査公表第735号

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求（平成29年5月17日提出。以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

平成29年7月10日

京都市監査委員 津田大三

同 中野洋一

同 鶴谷隆

同 光田周史

住民監査請求に基づく監査の結果

第1 請求の概要

1 請求人

京都市左京区 A

2 請求書の提出日

平成29年5月17日

3 請求の要旨

- (1) 平成21年5月28日に、里道及び水路等境界明示立会において、建設局土木管理部道路明示課の職員によって、市道（京都市左京区岩倉忠在地町の里道（岩倉里0063号））の幅員は1間半（2,730ミリメートル）であるが、市道の一部（入口）の幅員は100ミリメートル狭く、2,630ミリメートルであることが明らかになった。
- (2) 本来市道の一部であるはずの土地が、私人によって田として不法占有されている。
- (3) 市道が不法に占有されているにもかかわらずこれを放置することは、京都市（以下「市」という。）が市の財産である市道の管理を怠る行為である。
- (4) 市は、不法占有者に対して状況に応じた実効性のある指導をし、措置を講じるよう求める。
- (5) 市道を元の道路幅（2,730ミリメートル）で使用できるよう求める。

4 事実証明書の目録

- (1) 里道及び水路等境界明示立会のお願い
- (2) 同意書
- (3) 平成21年5月28日に行われた境界明示立会の状況を記載した文書

- (4) 住宅地図
- (5) 市有財産境界明示図（決定番号 214252）

第2 監査の実施

京都市監査規程に基づき、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して監査を実施した。その概要は、次のとおりである。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第4項）

2 監査の対象

里道（岩倉里0063号。以下「本件里道」という。）の京都市左京区岩倉忠在地町71番（地目 田）の土地に隣接する区間（以下「本件区間」という。）の敷地の管理を怠る事実

3 監査の着眼点

監査の対象となる怠る事実の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

関係職員に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査及び実地調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、法第242条第6項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間 平成29年5月30日から同年7月4日まで
- (2) 実施場所 監査事務局執務室及び本件区間

第3 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

(1) 本件里道の概要について

ア 路線名

岩倉里0063号

イ 起点及び終点

起点 京都市左京区岩倉忠在地町46番地の3地先

終点 同町64番地地先

ウ 本件里道の敷地の取得

市は、平成17年3月31日、国から譲与を受けて本件里道の敷地を取得した。

(2) 関係職員の説明の要旨

ア 平成21年5月28日の境界明示立会について

平成21年3月31日付け里道等境界明示申請(本件区間付近の敷地に係るもの)に対し、平成21年5月28日の立会を経て、市有地(等)境界明示決定(平成21年7月15日決定)を行った決定書には、本件区間の幅員についてのやり取り等の記載がなく、市の職員が本件区間の入口(西側)の幅員について2.73メートルあるべきところが2.63メートルしかないことを確認したとする請求人の主張について、かかる事実の確認はできない。

イ 本件区間の敷地の不法占有の有無について

本件区間の敷地の土地境界が確定しておらず、里道の位置、幅員も未確定であり、現状では、不法占有されているとはいえない。

ウ 境界明示をするに当たっての、里道の敷地の幅員の判断方法について

官有地籍図、付近の境界確定図等を調査し、幅員を判断している。

エ 本件区間の敷地の幅員について

本件区間の敷地の幅員は、官有地籍図(山城國愛宕郡岩倉村地籍図)に「1間5分」と記載されていることから、2.73メートルであると考える。

2 判断及び結論

(1) 請求人の主張の要旨

本件請求は、市が所有する本件区間の敷地の幅員は2.73メートルであるべきところが2.63メートルしかなく、当該敷地の一部が当該敷地に隣接する田の所有者(以下「本件所有者」という。)により不法に占有されており、このことが判明した後も市が是正措置を怠り放置していることが違法又は不当であるとして、京都市長が、不法占有者に対して状況に応じた実効性のある指導をし、措置を講じることを請求するものである。

(2) 判断

ア 不法占有の有無

請求人は本件区間の敷地の一部が本件所有者に不法占有されている旨主張するところ、当該主張の採否を判断するに当たっては、当該敷地とこれに隣接する土

地との境界が現地のどこに存するかを明らかにしたうえで、当該敷地を本件所有者が権原なく占有している部分があるかどうかを明らかにする必要がある。

しかし、本件区間の敷地について境界明示はされておらず、公図（旧土地台帳附属地図）及び官有地籍図（山城國愛宕郡岩倉村地籍図）に表示された当該敷地の境界についても、現地に復元できるものではなく、当該境界が現地のどこに存するか明らかでない。

このため、本件区間の敷地の一部が本件所有者に権原なく占有されているか、すなわち、不法占有されているかどうかは明らかでない。

イ 本件区間の境界明示がなされていないことについて

そこで、市長が本件区間の敷地が現地のどこにあるかを明らかにしないこと、すなわち、当該敷地の境界明示をしないことが違法又は不当であるかどうかを以下において検討する。

(ア) 京都市公有財産規則第13条第1項は、「本市が所有する土地(別に定めるものを除く。以下「市有地」という。)について、これと隣接する土地(以下「隣接地」という。)との境界の明示(以下「境界明示」という。)を行う必要があるとき、又は隣接地の所有者から境界明示の申請があるときは、市長は、当該隣接地の所有者の同意を得て、境界明示を行うものとする。」と規定している。

(イ) 本件区間における境界明示の必要性について、関係職員は、以下のとおり説明する。

a 平成17年に国からの一括譲与を受けた里道(総延長約1,200キロメートル)の大部分について、境界明示がなされないままに市が引き継いでいる。

b そのため、市が行う道路拡幅事業等において事業予定地に里道がある場合などにおいては、上記(ア)の規定を根拠に、市が主体的に里道の境界明示を行っているが、それ以外については、里道の隣接地所有者からの申請に基づき境界明示を行うこととしている。

c 本件里道については、その周辺道路において、拡幅等の事業予定がなく、また、本件里道は譲与時点において既に舗装及び側溝等の整備が完了しており、通行に支障がないことから、現時点で、市が主体的に境界明示を行う必要はないと考えている。

(ウ) 上記説明に不合理な点は認められず、現時点で市が境界明示に着手する必要

性は乏しいといえる。

したがって、本件区間の敷地の境界明示を行わないことについて、市長の裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

ウ 以上のとおり、本件区間の敷地の一部が本件所有者に不法占有されているかどうかは明らかでなく、当該敷地の境界明示をしないことに市長の裁量違反があるとは認められないことから、当該敷地について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

(3) 結論

上記(2)のとおり、本件請求における請求人の主張は採用することができず、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

【参照】関係法令の内容

京都市公有財産規則（抄）

（境界の明示）

第13条 本市が所有する土地（別に定めるものを除く。以下「市有地」という。）について、これと隣接する土地（以下「隣接地」という。）との境界の明示（以下「境界明示」という。）を行う必要があるとき、又は隣接地の所有者から境界明示の申請があるときは、市長は、当該隣接地の所有者の同意を得て、境界明示を行うものとする。

（以下略）

（監査事務局）